

留学生 トータルサポート プログラムの ご案内



このパンフレットでご案内する商品は、海外旅行中におけるケガや病気により亡くなられた場合の遺族への補償やケガや病気による治療費、偶然な事故による賠償責任などに備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえご検討いただきますようお願いいたします。

目次

留学を予定している皆さんへ	2
1. 留学生トータルサポートプログラムのサービスについて	3
2. 事故発生時の対応	6
3. 保険金請求手続きのご案内	8
海外旅行保険の概要	10

- 本誌記載のサービス内容は2024年10月現在のものです。
- 記載内容は一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容（保険対象であるか等）・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。

留学を予定している皆さんへ

～出発前の心構え(セルフリスクマネジメントの必要性)について～

海外留学は、日本では得られない貴重な経験や知識を習得できる大変有意義な機会ですが、同時に日本ではありえないリスクやめったにみられないリスクが存在します。

世界レベルでは、天変地異、テロ、政変などといった国や地域全体に関わるものからスリやひったくりといった街中で発生するものまで、数えきれないほどの危機事象が発生しています。

感染症の病原菌や野生動物の中には日本のものよりはるかに強力・狂暴なものもあります。留学の多様化に伴い、残念ながら、留学生が巻き込まれた事故や事件も、年々増加、多様化してきております。

また、通常の海外旅行とは異なり、現地で生活することになりますので、そのことが心身に様々な影響を与えることがあります。

海外での生活は、良い面もあれば悪い面もあり、いずれの場合でも日本とはかなり異なるということを理解し、もしかするとそこで発生するかもしれない様々な危機事象に対する自分自身の危機管理センスを磨く必要があります。

万一、事故に遭ってしまった場合は、6ページ～9ページの説明にしたがって行動してください。

十分なセルフリスクマネジメントを行って、有意義で安全な留學生活が送れますよう祈念いたします。

万一の時に備えて、切り取ってご携帯ください。

留学生サポートカード

↓留学先ごとに記入してください

最寄りの
Jiデスク名 _____
フリーダイヤル _____ TEL _____
営業時間 _____

留学生サポートライン(24時間・365日・日本語)
+81-(0)3-3865-5893

※裏面記載の大学名と証券番号をお伝えください。

こんな時にご連絡ください!!

- ① トラブルに巻き込まれた!
- ② 病気・ケガなど
- ③ 生活やトラベルのサポート!

通話料金はおお客様のご負担になります。
詳細は「留学生トータルサポートプログラム」をご一読ください。

大学名	証券番号
-----	------

1. 留学生トータルサポートプログラムのサービスについて

海外での緊急なトラブルは「留学生サポートライン」にお電話ください!!

※国や都市によっては、現地のJiデスクもご利用いただけます。



Jiデスクの連絡先や営業時間については
弊社ホームページをご確認ください。
https://www.faq-ins.jp/?site_domain=jihoken-support



※ご利用の携帯電話や公衆電話など通信環境により繋がりがづらい場合があります。
※記載の情報は2024年10月現在のものです。

1. 留学生トータルサポートプログラムのサービスについて

留学生の皆様が渡航先でお困りになったりトラブルに巻き込まれた時に、必要になるのはプロフェッショナルなサービスです。

たとえば
こんなとき

事故(ケガ・病気など)

- 日本語が通じる医療機関を手配してほしい…。
- キャッシュレスで受診したい…。
- 医療通訳を派遣してほしい…。
- 入院したので家族に連絡してほしい…。
- 日本への緊急搬送となるので、エスコートドクターとナースが必要だ…。
- 立て替えている治療費や交通費の請求をしたい…。

たとえば
こんなとき

留学生活のトラブル

- 寮生活に必要な生活用品はどこで買えばよいのか…。
- インターネットに接続したいので、現地プロバイダ会社が知りたい。
- 英語や現地語の補習ができる語学学校を教えてください…。
- 日本に荷物を送る場合はどうしたらよいのか…。
- 事故時の警察への手続きはどのようにすればよいのか…。
- ビザが切れそうなので、延長手続きを代行してくれる会社を教えてください…。



事故も、トラブルも
Jiデスクで受付!!

Jiデスク 時間外の対応は

留学生サポートライン
+81 - (0)3-3865-5893
24時間 365日

医療サポート

Jiデスクでは、医療機関の紹介、キャッシュレスサービスの手配などのサービスを提供しております。

医療サポートサービスの例

- 医療機関の紹介
- 海外旅行保険適用による治療費のキャッシュレスサービス手配
- 日本語の医療通訳の派遣
- 適切な医療施設への緊急移送
- 緊急移送の際のエスコートドクターおよびナースの手配
- 救援者へのサポート
- ご遺体の送還および手続き

生活サポート

Jiデスクでは、生活サポートサービスを提供いたします。各種手配、日常生活に関わる情報提供や相談に応じ、留学生活全般を幅広くサポートします。

生活サポートサービスの例

- 生活関連ショップの案内
- インターネットプロバイダーの案内
- パスポートやクレジットカード等の盗難・紛失時の案内
- 語学学校の案内
- 銀行口座の開き方の案内
- 国際引越便/宅配便の案内
- 通訳派遣の手配
- 健康相談先の案内

もしもの時でも、海外主要都市に日本語対応のJiデスクが設置されているから安心!

アジア・グアム・サイパンのJiデスク



アメリカ・ハワイ・オセアニアのJiデスク



ヨーロッパのJiデスク



(2024年10月現在)

Jiデスクの営業時間や提供場所等は変更となる場合があります。最新情報は弊社ホームページでご確認いただけます。
https://www.faq-ins.jp/?site_domain=jihoken-support



トラベルサポート

Jiデスクでは、事故の場合以外の情報・案内、予約・手配など旅行に関連したサービスを提供しております。

トラベルサポートサービスの例

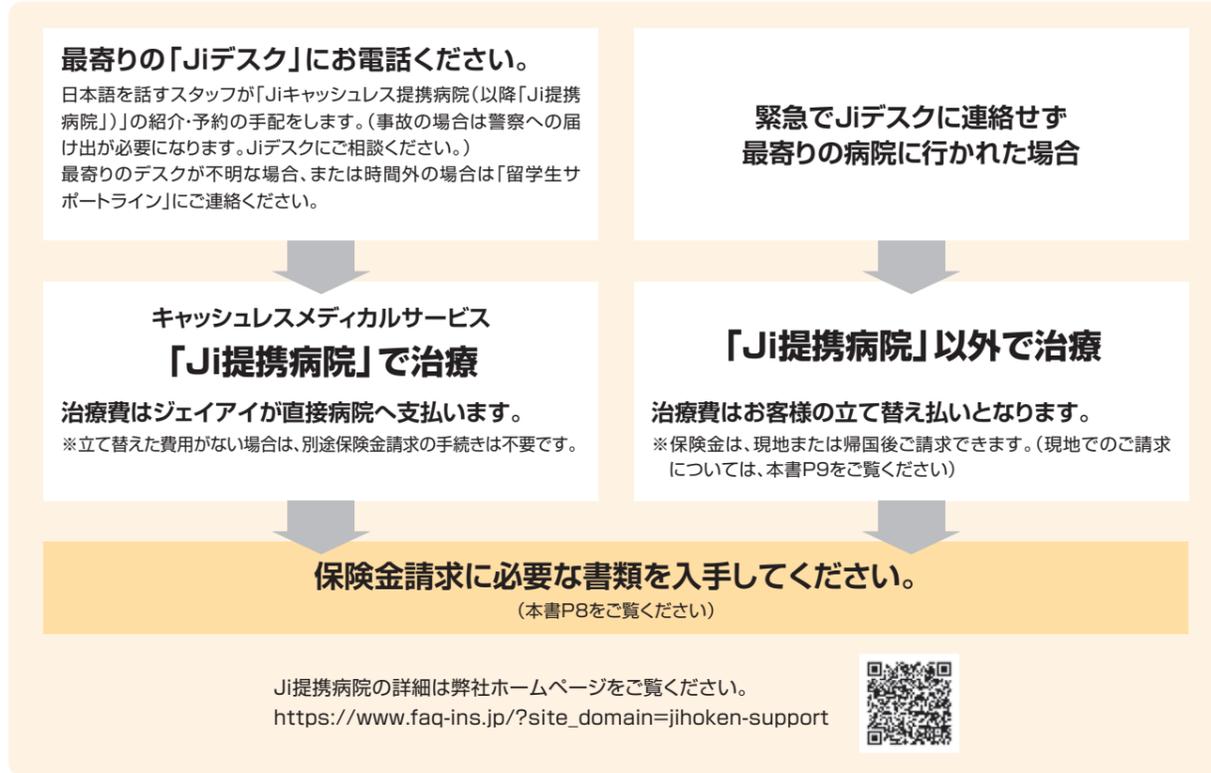
- レストラン
- ショッピング
- 観光スポット
- 交通機関
- オプションツアー
- ホテル
- 都市情報
- リムジン・ハイヤー等
- 空港・フライト情報

* 上記は一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、ご加入の保険内容・事故発生地域・状況・環境・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスをご提供できない場合がございます。

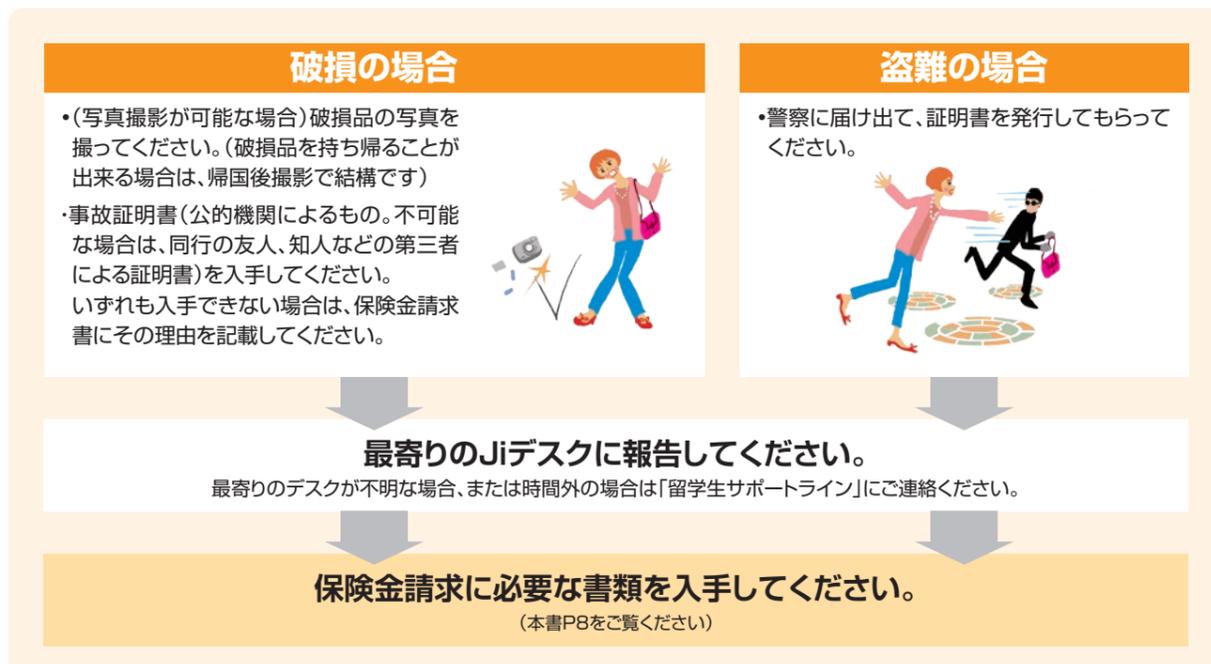
2. 事故発生時の対応

保険金請求に必要な書類については、本書P8をご覧ください。

1. ケガ・病気の場合



2. 携行品および生活用動産に損害があった場合



【スーツケース引取・修理・お届けサービス】

スーツケースが破損した場合に、ご自宅まで宅配業者がお引取に伺い、「Jiスーツケース修理センター」が修理をおこなった後、ご返却するサービスです。また、送料のご負担もありません。（引取、お届けとも日本国内に限ります）



●当サービスは、(株)山澤工房、第一ボデー(株)との提携により運営しています。

ご利用方法

- 「Ji 24時間事故受付センター」へ連絡してください。お手元に保険契約証をご用意ください。
フリーダイヤル 0120-395470 (24時間受付)
- 電話受付後「Jiスーツケース修理センター」から、お客様宛に下記の書類を発送いたします。（通常1週間目安）
①「スーツケース引取・修理・お届けサービス」の案内書類一式
②「Jiスーツケース修理センター」宛の宅配便着払い伝票
- ご案内に従って、スーツケースを送付してください。
- 下記3点の必要書類をそろえて頂き、弊社宛に送付してください。
〒330-9890 さいたま新都心郵便局私書箱70号
ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター
①海外旅行保険金請求書（必要事項のご記入、ご捺印をお願いします）
②パスポートコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄もしくはeチケット控等）
③事故証明書（公的機関、航空会社、旅行業者、添乗員の事故証明書。証明書がない場合は海外旅行保険金請求書の「第三者の証明」欄にご記入ください。）
※修理見積書及び破損部分の写真は不要です。
- 修理が完了した後、ご自宅にお届けいたします。

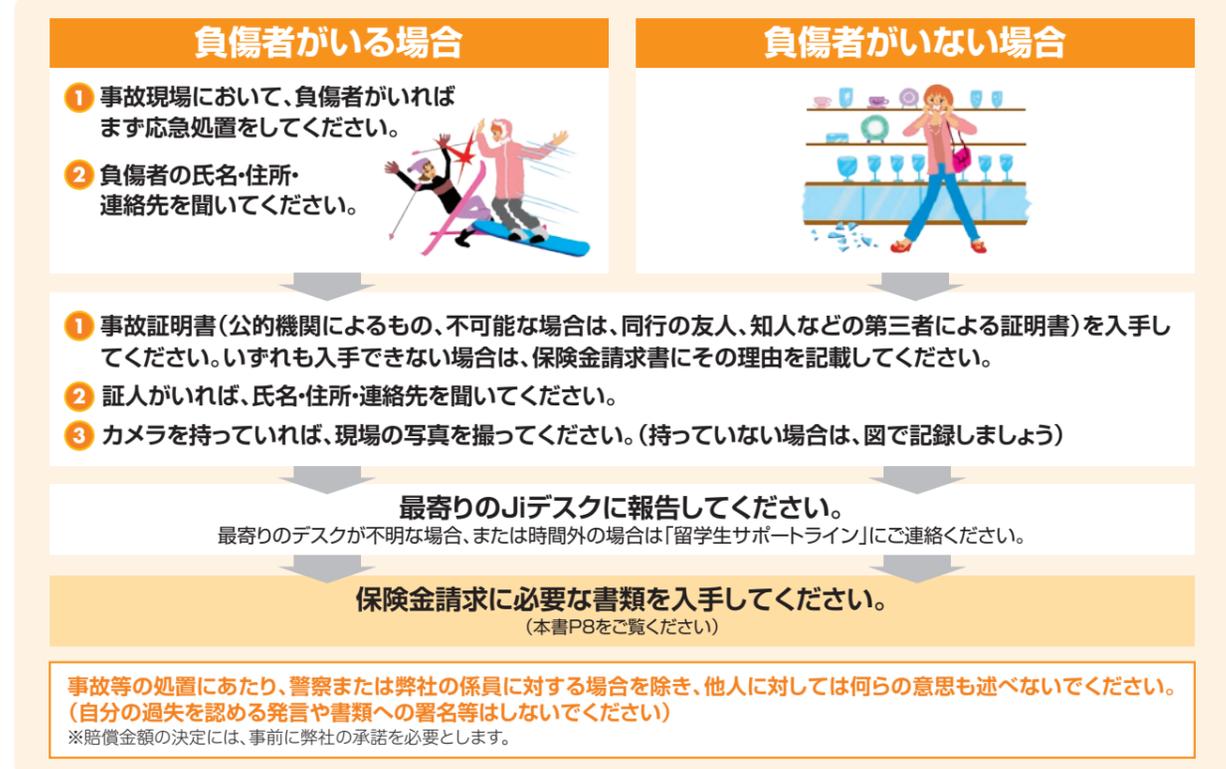
注意事項

- 修理をご希望されない場合、または一定金額以下の修理をご希望される等の場合は、予めその内容を弊社にお伝えください。
- 修理が不可能（全損）等でお客様のご希望に添えない場合があります。
- 以下のような場合は当サービスのご利用はできません。
- 携行品の補償（携行品損害補償特約・生活用動産損害賠償特約）に加入されていない場合（加入していた場合でも保険金をお支払できない場合はご利用いただけません）
- 擦り傷や塗料のはがれなど単なる外観の損傷であり利用に支障がない等、保険金お支払の対象外となる場合
- 海外において当サービスをご希望される場合（日本国内のサービスとなります）

スーツケース以外にカメラ（含：デジタルカメラ・ビデオカメラ）の修理サービスも行っておりますので、ご希望の方は、上記フリーダイヤルにご連絡ください。
*当サービスの提携先はプレステージインターナショナルグループとなります。

3. 賠償事故の場合

海外では日本と賠償に対する考え方が大きく異なりますので、事故発生の際には次の処置を講じてください。



3. 保険金請求手続きのご案内

万一、事故に遭われた場合にお客様が保険金請求手続きを行う方法についてご案内いたします。

1. 保険金請求書の記入

海外旅行保険金請求書(注1)に記載の「ご請求のご案内」に従い、必要事項をご記入ください。

保険金請求に必要な書類		
ケガの場合 <small>(傷害治療費用、治療・救済費用)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄) (注2) ● 事故証明書 (注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書 ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類
病気の場合 <small>(疾病治療費用、治療・救済費用)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄) (注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書 (注4) ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類
救援者が 駆けつけた場合 <small>(救援者費用、治療・救済費用)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄) (注2) ● 事故証明書 (注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書 ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類
携行品に損害が 生じた場合 <small>(携行品損害(身の回り品)) (生活用財産損害(長期契約用))</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄) (注2) ● 事故証明書 (注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害品の修理見積書および写真(破損) ● 購入時の価格、購入先を示す書類 ● その他弊社が求める書類
賠償事故が 起きた場合 <small>(個人賠償責任) (個人賠償責任(長期契約用))</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄) (注2) ● 事故証明書 (注3) ● 医師の診断書(対人) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担した費用の明細書および領収書 ● 損害品の修理見積書および写真(対物) ● 購入時の価格、購入先を示す書類(対物) ● その他弊社が求める書類
飛行機の欠航・遅延 などが原因の場合 <small>(航空機寄託手荷物遅延費用) (航空機遅延費用)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄) (注2) ● 事故証明書 (注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類

(注1) 海外旅行保険金請求書についてはP9のフリーダイヤルにご連絡いただくか、下記URLもしくは右記2次元バーコードよりご入手ください。
<https://www.jihoken.co.jp/procedure/documents.html>



(注2) スタンプの押印が無い場合は、eチケット控等日本出入国日が確認できる書類をご提出ください。

(注3) 公的機関、航空会社、旅行者、添乗員の事故証明書。証明書がない場合は海外旅行保険金請求書の「第三者の証明」欄にご記入ください。

(注4) 海外旅行開始後に病気にかかり、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの。

2. 保険金請求書類の送付

ご記入いただきました保険金請求書および必要書類を下記へご郵送ください。

〒330-9890 さいたま新都心郵便局私書箱70号
「ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター」



また、海外の場合は、最寄りのJiデスクへご郵送いただくことも可能です。

3. 保険金請求書類の受付

お客様からご送付いただきました書類を受付し、担当者が確認いたします。
 その際、追加書類のご手配をお願いする場合がございます。

4. 保険金のお支払

必要書類が完備し、お支払額が決定してから、通常1~2週間程度でご指定の口座にお振り込み致します。海外への支払は、小切手を郵送いたしますので、地域によっては1ヵ月程度必要な場合がございます。ご不明な点がございましたら、下記または最寄りのJiデスク(海外)へお問い合わせください。
 また事故の日より、30日以内に弊社への保険金請求書の到着によるご通知ができない場合は、ご面倒でも下記もしくは最寄りのJiデスク(海外)へご一報願います。



※弊社にて受付後、翌営業日以降の弊社営業時間(平日 9:00~17:00)にジェイアイ損害サービス担当者から改めてご連絡させていただく場合がございます。

●国内からお問い合わせいただくときは以下のフリーダイヤルへご連絡ください。(携帯からの通話も可能です)

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

フリーダイヤル: **0120-395470**

電話: **03-6634-4151**

●インターネットによる事故のご連絡は以下よりアクセスください。

インターネット
 事故受付フォーム

<https://www.jihoken.co.jp/saa/>

5. 保険金現地支払いサービス

帰国してから請求していた医療関係費用が現地で支払われるため、金銭的な負担が軽減されます。
 またご請求時の手続きも対面のため、わかりやすくなっております。(Jiデスクへのご連絡が必要です)

対象となる場合	病気・ケガが発生し、医師の治療を受けた場合 (保険金支払いの対象となる場合に限り)	支払い限度額	5万円(日本円換算) *1事故あたりの合算金額となります。
対象となる費用	・治療費(留学生本人が立て替えている分) ・薬代 ・病院までの交通費 ・保険金請求に必要な医師の診断書費用	対象となる契約	保険期間(保険のご契約期間) 1年(365日)以内の海外旅行保険
		手続きに必要な書類	・パスポート ・医療関係費用の領収書 ・契約証 等

※ご利用の際は事前にJiデスクにご連絡ください。(一部のデスクでは当サービスの提供を行っておりません)

海外旅行保険の概要

 ご契約内容によっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	○ 保険金をお支払いする主な場合	○ 保険金をお支払いする主な場合	✕ 保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。  同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払っている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
傷害治療費用	海外旅行中の事故によるケガが原因で治療を受けた場合	1回のケガ、病気につき、保険金額を限度に、被保険者が支出した次の費用で、社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消毒費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費(身の回り品購入費は 5万円 、通信費と合算で 20万円 限度) (5)治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額等は控除します。) (注1) ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180日以内 に要した費用に限ります。 (注2) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。	【傷害後遺障害】の【保険金をお支払いできない主な場合】と同じ
疾病治療費用 	被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中に発病した病気により旅行終了後 72時間 を経過するまでに治療を受けた場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後 30日 を経過するまでに治療を受けた場合	①海外旅行中に発病した病気により旅行終了後 72時間 を経過するまでに治療を受けた場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後 30日 を経過するまでに治療を受けた場合	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気(海外旅行中に発生した妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。) ●歯科疾病  旅行出発前に発病した病気の【疾病治療費用】のお支払いはできません。
救護者費用 	被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより 180日以内 に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後 30日以内 に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ④海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ⑤海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐され公的機関に届出した場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)捜索救助費用 (2)救護者の現地までの往復運賃(救護者 3名 分まで) (3)救護者の宿泊施設客室料(救護者 3名 分かつ1名につき 14日 分まで) (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額等は控除します。) (5)遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 (6)救護者の渡航手続費、救護者または被保険者の現地交通費・通信費等(合計 20万円 まで)  【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑥は、1事故につき、 300万円 限度に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①(※1)、②(※1)、③(※2)、⑦、⑧により生じた事故に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気(海外旅行中に発生した妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。) ●歯科疾病  旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、【救護者費用】のお支払いはできません。 (※1)自殺行為により、死亡した場合は保険金を支払います。 (※2)死亡した場合は保険金を支払います。

海外旅行保険の概要

補償項目	○ 保険金をお支払いする主な場合	○ 保険金をお支払いする主な場合	✕ 保険金をお支払いできない主な場合
治療・救護費用 	治療費用 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより治療を受けた場合 ②海外旅行中に発病した病気により旅行終了後 72時間 を経過するまでに治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後 30日 を経過するまでに治療を受けた場合 救護費用 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより 180日以内 に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後 30日以内 に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ④海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ⑤海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合	治療費用 1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救護費用保険金額を限度とします。 治療費用 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消毒費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費(身の回り品購入費は 5万円 、通信費と合算で 20万円 まで) (5)治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額等は控除します。) (注1) 治療費用は、ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180日以内 に要した費用に限ります。 (注2) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 救護費用 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)捜索救助費用 (2)救護者の現地までの往復運賃(救護者 3名 分まで) (3)救護者の宿泊施設客室料(救護者 3名 分かつ1名につき 14日 分まで) (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額等は控除します。) (5)遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 (6)救護者の渡航手続費、救護者または被保険者の現地交通費・通信費等(合計 20万円 まで) (注3) 【保険金をお支払いする主な場合】<救護費用>の左記⑥は、1事故につき、 300万円 限度に支払います。	治療費用 ①海外旅行中の事故によるケガにより治療を受けた場合 ②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後 72時間 を経過するまでに治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後 30日 を経過するまでに治療を受けた場合 救護費用 ①海外旅行中の事故によるケガにより 180日以内 に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後 30日以内 に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ④海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ⑤海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合
疾病に関する緊急治療・救護費用 	治療費用 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 救護費用 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により 3日以上 続けて入院した場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。	治療・救護費用 の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて 30日以内 で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を 300万円 限度に支払います。	治療・救護費用 の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など)など
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病

海外旅行保険の概要

 ご契約内容によっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合 もお支払いの対象となります。 (※) 次の損害に対しては、右記の(保険金をお支払いできない主な場合)の記載に関わらず、保険金を支払います。 <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ● 居住施設内の部屋、部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)に与えた損害 ● 賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害 	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いすることができます。 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ● 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ● 同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ● 所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 暴行・殴打による損害賠償責任 ● 自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ● 罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

携行品損害 	海外旅行中に携行品(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合(※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、 次の物は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ● 被保険者が携行していない物 	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり 10万円 (乗車券・航空券等の場合は 合計5万円)を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 (注1) 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能ない場合は再調達価額を限度として修繕費を支払います。 (注2) 旅券は、渡航先において旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(1事故につき 合計10万円 まで)。 (注3) 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ● 差押え等の公権力の行使 ● 携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ● すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ● 偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ● 置き忘れ、紛失(※) など (※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
--	---	---	---

旅行事故緊急費用 	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用(※2)を支払います(※3)。 (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、 証明されるものに限ります。 (※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。) (※3) (※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。)。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の 2倍または10万円 のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、⑤、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ● 地震・噴火、これらによる津波 ● 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ● 歯科疾病 ● 運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ● むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など
---	---	--

個人賠償責任(長期契約用) 	保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ● 日常生活に起因する偶然な事故 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合 もお支払いの対象となります。 (※) 次の損害に対しては、右記の(保険金をお支払いできない主な場合)の記載に関わらず、保険金を支払います。 <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ● 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(建物・マンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。) ● 宿泊施設のうち客室以外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害。ただし、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。 ● 賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害 	1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いすることができます。 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ● 職務遂行に起因する損害賠償責任 ● 親族に対する損害賠償責任 ● 所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 暴行・殴打による損害賠償責任 ● 自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ● 罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
--	--	---	--

海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
生活用動産(長期契約用) 	保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品(※)および携行している被保険者所有の身の回り品(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合(※)旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。 次の物は対象となりません。 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行うための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物	家財・身の回り品1つ(1点・1組または1対)あたり 20万円 (乗車券・航空券等の場合は 合計5万円)を限度として損害額を支払います。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。 損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能ない場合は時価額を限度として修繕費を支払います。 旅券は、渡航先において取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料等を損害額とします。(1事故につき合計5万円まで) 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ● 差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ● 保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化 ● 保険の対象に対する修理、調整、清掃 ● すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ● 偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的故障(故障等) ● 置き忘れ、紛失 ● 詐欺、横領 ● 火災、爆発などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出 など

航空機寄託手荷物遅延 	旅行行程中に航空機搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、目的地(※)に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、目的地に到着してから 6時間以内 に受け取ることができなかった場合(※)航空機が到着を予定していた地をいい、乗継地を含みます。	被保険者が支出した次の費用を1回の事故につき 10万円を限度 に支払います。 (1) 衣類(寄託手荷物に含まれていた下着など必要不可欠な衣類)購入費 (2) 生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具など)購入費 (3) 上記(1)、(2)以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 海外旅行中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内 に目的地に負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ● 地震・噴火、これらによる津波 など
---	--	--	--

航空機遅延費用 	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ① 搭乗予定の航空機の 6時間以上 の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、 6時間以内 に代替機を利用できない場合 ② 搭乗した航空機の遅延(搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。)または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から 6時間以内 に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回につき、 2万円 を支払いの限度とします。 (1) 出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費(払戻しを受けた額等を控除します。) (2) 目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ● 地震・噴火、これらによる津波 など
---	---	---	--

緊急一時帰国費用 	海外旅行中に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ① 被保険者の配偶者または被保険者の 2親等内 の親族の死亡 ② 被保険者の配偶者または被保険者の 2親等内 の親族の危篤 ③ 被保険者の配偶者または被保険者の 2親等内 の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内 に一時帰国し、かつ、帰国後 30日以内 に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度として支払います。 (1) 被保険者の一時帰国に要する往復の航空運賃等の交通費 (2) 一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料 (14日分 限度、(3)と合計で 20万円 まで) (3) 通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費(②と合計で 20万円 まで) 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内 に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金を支払います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ● 保険料領収前、海外渡航開始前または保険期間開始前のいずれか遅い時より前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の原因が発生していた場合 ● 左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の原因または③の事由が発生した時以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 など この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額を支払います。
--	---	---	--

海外旅行保険の概要

ご契約内容によっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登山中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います(旅行が企画旅行の場合は下記1.または3.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2.または3.のいずれか高い額を支払います。) 1.次の算式により算出した額 $\frac{\text{旅行中断費用保険金額または 帰国日以降の日数}}{\text{旅行代金のいずれか小さい金額}} \times \text{旅行日程の日数}$ 2.旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 3.次の費用 (1)取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 (2)渡航手続費として支払った費用(旅行中断した後で使用できるものに対する費用を除きます。) 4.今後支払うべき費用を含み、払戻しを受けられる額を除きます。 5.次に該当する場合の帰国に要する(1)、(2)の費用 ●航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ●旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 (1)航空運賃等交通費 (2)宿泊施設客室料(14日分限度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) 6.旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救済費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用したの運転 ●日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ●渡航先以外における戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ●核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑨に該当している場合(ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当していた事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合(出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等)は、保険金をお支払いします。) ④危険なスポーツまたは自動車による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が被保険者に生じた場合 など
留学継続費用	あらかじめ指定した被保険者(留学生)の扶養者が次のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合 ①保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合 など	扶養者が左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の状態となった時から予定留学終了時までの年数で、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、④～⑧に加え、 ①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じた場合 ●保険契約者、被保険者や扶養者の故意または重大な過失 ●扶養者による自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用したの運転 ②被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合 ③扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
歯科治療費用	海外旅行中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合	被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額に縮小割合(50%)を乗じた額を支払います。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、歯科治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 (1)歯科医師の診療費関係 (2)保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ●被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ●歯科治療を伴わない検査 など

●保険期間が3か月以上の場合には、「一時帰国中補償特約」がセットされます。

一時帰国中補償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。)をお支払いします。
---------	---

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「特定の感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。
◆「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(その代理人を含みます)をいいます。